

定 款

一般社団法人宜野座村サーバーファーム

一般社団法人宜野座村サーバーファーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宜野座村サーバーファームと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県国頭郡宜野座村字松田1443番地に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、宜野座村が進める情報通信関連産業振興施策を宜野座村と一体となって推進するため、国内外から情報通信関連企業を誘致・集積し、地域人材の職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援する事業を行うことで、宜野座村はもとより沖縄県全体の経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公の施設の管理運営事業
- (2) 企業誘致及び立地企業の定着支援に関する事業
- (3) 人材育成に係る研修の企画、研修会等の運営に関する事業
- (4) 地域経済に関する調査、分析、企画に関する事業
- (5) 宜野座村及び沖縄県における情報通信関連産業振興施策の周知、広報に関する事業
- (6) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体

(入会)

第7条 当法人の正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人の賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認を得なければならない。

3 当法人の会員は、自らが暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。

(会費等)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 当法人の事業の運営のために、臨時に資金を必要とする時は、臨時会費を徴収することができる。臨時会費の額は、社員総会の決議によって定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届により届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。ただし、賛助会員は、理事会の決議により除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 第9条により会員が任意退会したとき。

(2) 第10条により会員が除名されたとき。

(3) 会員が法人又は団体を解散したとき。

(4) 会員が6ヶ月以上入会金又は会費を滞納したとき。

(5) 総ての正会員が同意したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

2 会員は、社員名簿記載事項及び法人又は団体の代表者に変更があった場合は速やかに別に定める変更届により届け出なければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又は本定款に定める事項

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、理事長に事故あるときは、予め理事会の過半数をもって定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、理事長は、当該社員総会を開催しようとする日の1週間前までに、社員に対して会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。但し、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、当該社員総会を開催しようとする日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、書面による通知の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく社員総会を開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長に事故あるときは、予め理事会の過半数をもって定めた順序により他の理事が議長となる。

- 2 理事全員に事故あるときは、当該社員総会において、出席した社員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又は本定款で定める事項

- 3 社員総会に出席することができない社員は、予め通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員若しくは自己の役職員を代理人として決議を委任することができる。

(決議又は報告の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

- 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 3 理事長は、一般法人法上の代表理事とし、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第23条 理事は理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長、その他の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（役員報酬等）

- 第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

（取引の制限）

- 第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 賛助会員の除名

(招集及び議長)

第32条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、予め理事会が定めた順序により他の理事が招集し、議長となる。
- 3 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発する。
- 4 前項に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議及び決議の省略)

第33条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることがで

きるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 事務局

(事務局)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類(貸借対照表及び損益計算書)

(4) 計算書類の附属明細書

2 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時社員総会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の社員総会の決議は、本定款第19条第2項の規定に従って行われるものとする。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

2 前項の社員総会の決議は、本定款第19条第2項の規定に従って行われるものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、沖縄県国頭郡宜野座村に贈与するものとする。

第9章 補則

(委任)

第43条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(法令への準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。